

予防接種法の改正についての意見

本日、国において、今回の新型インフルエンザに類似した感染症の発生を想定した新たな臨時接種の枠組みの創設等を内容とする予防接種法の改正法案が閣議決定された。

今回の法改正案は、現在実施している新型インフルエンザのワクチン接種の枠組みを基本として、これを法律上に位置づけることが主な趣旨であるとのことであるが、そもそも現在実施しているワクチン接種そのものについて、全額国の負担で実施すべきである。

よって、今回の予防接種法改正にあたっては、下記事項について、意見を申し入れる。

記

- 1 今回の新型インフルエンザのように未知の感染症が発生した場合には、感染力や毒性の強弱、有効なワクチンの確保、接種対象者や接種時期の設定等を地方自治体が判断し対応することは困難であり、国の責任において緊急かつ全国統一的にワクチン接種を実施する必要があること。

臨時、緊急にワクチン接種が必要となる感染症への対応は、まさに国家的危機管理の問題であり、現行の臨時接種を含め、国の具体的な役割と責任を明確にするとともに、国の負担を基本とすべきであること。

また、国の責任において、確実な財政措置を行うこと。

- 2 政府においては、この夏までに強毒性インフルエンザに係る総合的な対策を再構築する方針と聞いており、その重要な柱となるワクチン接種のあり方については、今後、地方と十分協議し、その意見を踏まえたうえ、予防接種法の抜本的な改正を行うなど所要の措置を講じること。

平成22年3月12日

全国町村議会議長会